

## 担い手の皆様に対する新しい税制の特例措置についての大切なお知らせ！

この度、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策に係る交付金等について、新しい課税の特例措置が19年度から認められます。

この特例措置により、品目横断的経営安定対策の交付金等を受領した担い手の方が、この交付金等を経営発展のための準備金として積み立てた場合、**その積立分について必要経費（損金）に算入**することができます。

また、積み立てた準備金を取り崩して、農業用固定資産(農用地・農業用機械等)を取得した場合、**圧縮記帳(圧縮額を損金に算入)**することができます。

(詳しくは2～4ページ参照)

交付金等を受領する方で、上記の税制特例を受けようと思う担い手の方は、**次のような税務上の手続が必要**となります。

20年の確定申告(19年分の所得)は青色申告で行うことが必要です。このため、**19年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出**する必要があります。

その際、**19年1月以降の事業について、所定の帳簿で記帳**する必要があります。

詳しくは、最寄りの地方農政局、地方農政事務所等にご相談ください。

担い手とは、認定農業者と一定の集落営農組織です。

## 担い手に対する新たな税制特例 (農業経営基盤強化準備金の創設)

交付金等<sup>1</sup>を準備金<sup>2</sup>として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できます。

さらに、5年以内に当該準備金を取り崩して、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳<sup>3</sup>できます。

注：交付金等を受領する人で、税制特例を受けようと思う担い手の方は、次のような税務上の手続が必要となります。

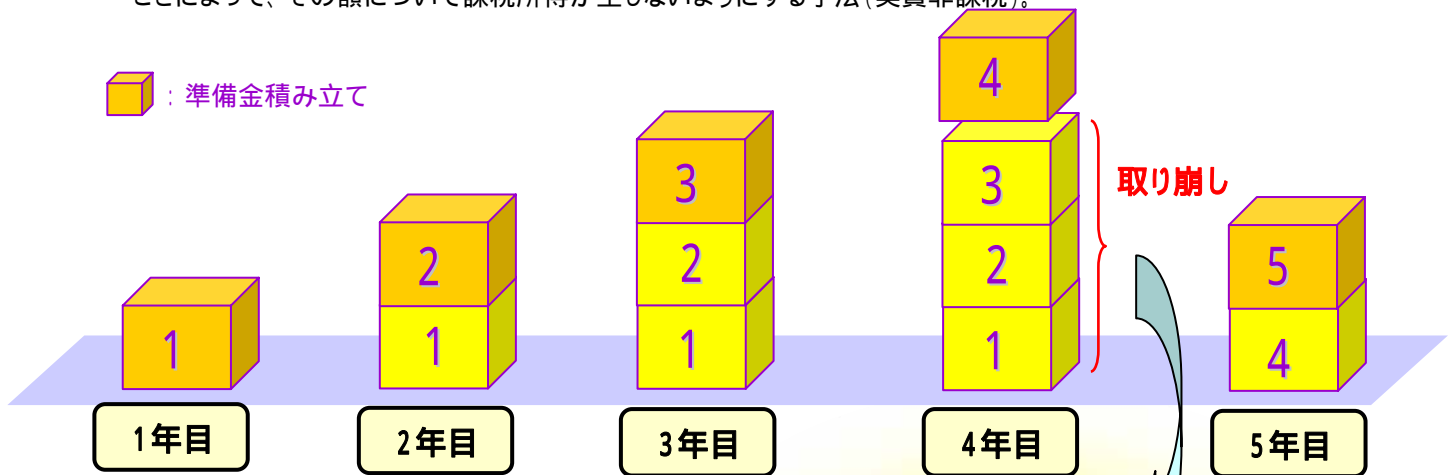
**20年の確定申告(19年分の所得)は青色申告で行うことが必要です。このため、19年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出する必要があります。その際、19年1月以降の事業について、所定の帳簿で記帳する必要があります。** 詳しくは、最寄りの地方農政局、地方農政事務所等にご確認ください。

1 品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)の導入に伴う交付金等。

2 準備金とは、将来見込まれる多額の支出や損失に備えて積み立てる金額。

3 圧縮記帳とは、取得資産について一定額まで帳簿価額を圧縮し、その圧縮額を必要経費(損金)に算入することによって、その額について課税所得が生じないようにする手法(実質非課税)。

 : 準備金積み立て



### 準備金の積立

交付金等を準備金に積み立てた場合、当該積立額は  
個人は必要経費算入  
法人は損金算入  
(積み立てない場合は課税)

農業用固定資産の取得  
準備金を取り崩して農業用固定資産  
を取得した場合、その取崩額の範囲  
内で圧縮記帳

 交付金を投資に振り向け、経営発展!

注：5年間固定資産を取得しなかった場合には、1年目の積立金を6年目に取り崩し、当該取崩額に課税されます。

## 農業経営基盤強化準備金の減税効果（モデル試算例）

認定農業者  
農林さんの場合

（単位；万円）

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A ( B + C )	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金等収入額 C	250	250
必要経費金額 D ( E + F )	780	530
うち農業経営費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G ( A - D )	120	370
税額 ( G × 12% )	14	44

税率は総合課税を勘案し  
所得税率12%で算出。  
農外所得、各種控除は  
ないものと仮定し単純化。

1年間で30万円  
の減税効果

5年間の積立額 1,250万円を取り崩して  
1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

5年以内に当該準備金を取り崩して  
農業用固定資産を取得しなかった場合

取得した農業用  
固定資産  
1,500万円

固定資産の 帳簿価額 250万円	必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳 1,250万円
収入(益金) 準備金取崩益 1,250万円	

取得した固定資産を圧縮記帳し、準備金取崩額の  
範囲内で必要経費(法人は損金)算入することで、  
準備金取崩益と相殺

実質的に非課税

収入(益金)  
1年目に積立てた  
準備金の取崩益  
250万円

1年目に積立てた250万円は収入(法人は  
益金)として課税対象

30万円の納税  
(250万円 × 12%)

準備金積立と圧縮記帳により5年間で約150万円の減税効果！！

## 農業経営基盤強化準備金の適用のスケジュール

### 青色申告の手続

### 交付金等の支払時期（見込み）

18年

19年

19年分の事業についての  
所定の帳簿の備え付けと記帳

～3月15日  
19年分から青色申告を行う場合には、3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出します。

交付金等を受領した担い手は、  
これらの手続を行わないと本税制の特例が受けられません！

20年

20年分の事業についての  
所定の帳簿の備え付けと記帳

2月16日～3月15日  
確定申告(19年分)  
農業経営基盤強化準備金の積立を行う農業者の方は、**積立に係る必要書類の提出**を行います。

品目横断的経営安定対策  
19年産の過去の生産実績に基づく支払  
米政策改革推進対策に基づく支払  
農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）  
に基づく支払

19年12月末までに支払を受けた交付金等は20年2月から3月の確定申告(19年分)時に青色申告を行います。  
20年1月1日以降に支払を受けた交付金等は21年2月から3月の確定申告(20年分)に青色申告を行います。

品目横断的経営安定対策  
19年産の毎年の生産量・品質に基づく支払

品目横断的経営安定対策  
19年産の収入減少影響緩和対策に基づく支払

21年

⋮

(注) 青色申告の手続について、法人の場合は、事業年度開始の日の前日（設立の場合は、設立後3ヶ月以内あるいは次期事業年度開始の日の前日のいずれか早い日）までに納税地の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

また、個人の場合でも、青色申告をしようとする年の1月16日以降に新規に事業を始めた方は、事業開始の日から2ヶ月以内に最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。